

第4章 各施設に共通する景観形成の考え方

公共施設の整備にあたって、各施設に共通する景観形成の考え方として、8つの配慮すべき事項などを以下に示します。

1 地域特性への配慮と演出

地域の景観は、海岸線や河川などの自然環境や、歴史や文化などが反映された地域固有のものであるため、それぞれの地形や風土などの特性を的確に把握し、配慮するとともに、適切に良好な景観を演出しながら、地域固有の景観を形成していく必要があります。

● 自然環境への配慮

地形や気候が育んだ自然環境は、景観形成において重要な役割を演じています。そのため、古くは白砂青松の地として詩歌にもうたわれた「明石らしさ」を表現する海岸線やなだらかな丘陵地などの自然環境の保全に配慮することが必要です。また、瀬戸内海や淡路島などの眺望を活かす工夫も必要となります。



大蔵海岸

● 歴史・文化への配慮

明石城跡、旧街道筋や大蔵の宿場町などの歴史的や文化的な資源は、景観形成上尊重すべき要素であるため、これらの歴史性や文化性に配慮することが必要です。



織田家長屋門の周辺

● 市街地のにぎわいの創出

駅前やその周辺の通りや道路などは、景観形成において地域の「顔」となる重要な役割を演じています。そのため、まちのにぎわいを創出する空間的なひろがりを与え、魅力的な空間や要素づくりに配慮することが必要です。



明石駅前広場

● 生活空間でのうるおいの創出

住宅地では、景観形成において公共施設の影響力が非常に大きいので、閑静な住宅地では落ち着いた空間づくりに配慮し、商業や工業が混在した住宅地では周辺とのバランスに配慮することが必要です。



天文科学館西側 時の道

2 良好な周辺景観との調和及び連続性への配慮

良好な景観形成を図る上で、影響力のある公共施設が周辺の良好な景観を損なうことのないように、公共施設は周辺の景観特性を把握し、まちなみなどとの調和や連続性に配慮することが必要です。



明石海浜公園からの眺望

3 緑化の推進や自然素材の活用

公園・緑地や道路の街路樹などの良好な緑が豊かであることは、まちなみにうるおいやすらぎを与えるため、景観形成において重要な要素となります。そのため、季節感や地域特性を感じさせる植栽を施し、緑のつながりに配慮するとともに、木材や石材などの自然素材をできるだけ活用することが必要です。



朝霧公園

4 ユニバーサルデザインへの配慮

公共施設は、様々な人々が長い期間に渡って利用する施設であるため、安全で安心な施設や設備であることは当然として、誰もが利用しやすく、美しさも考慮したユニバーサルデザインに配慮することが必要です。



文化博物館へのアクセスエレベーター
「櫓（やぐら）の道」

5 維持管理や時間経過による変化を考慮

公共施設は基本的に長期間利活用するものです。管理しにくいものや、維持費のかかるもの、補修に費用や期間を要するものを選定すると、維持管理面で支障をきたし、景観形成に悪影響を及ぼします。そのため、使用する材料の耐用年数や維持管理のしやすさを考慮し、整備費や維持管理コストを低減するとともに、長く親しまれ飽きのこないように配慮することが必要です。

また、時間の経過とともに、素材の持ち味や深みが増すことで、景観の価値が向上することに配慮することも必要となります。



江井ヶ島海岸



望海浜公園

6 できる限り早期からの検討

事業の実施時に良好な景観を形成するかどうかは、実施設計の段階で検討することはもちろんのこと、企画や計画の段階など、できる限り早期から検討することが必要です。



明石駅前広場再整備イメージパース

7 部局間連携による一体的な空間への配慮

統一感のあるまちなみを創出するため、公共施設は各施設を単体で考えるのではなく、特に道路と公園などといった異なる施設が接する部分は、一体的な景観を形成するうえで、重要となるため、組織の枠を超えて、事業の早い段階で調整を行い、空間全体として使いやすく、一体的に質の高い景観形成を進めることが必要です。



中尾親水公園の入口と一体的な道路

8 景観意識の醸成及び継承

景観形成の向上に持続的に取り組んでいくためには、職員一人一人の意識が重要となります。そこで、事業担当部局が中心となって、良好な景観形成に向けて検討するなかで、景観担当課と十分に協議することや、必要に応じて市民や専門家の意見を活用することが有効となります。そのような景観検討の過程を通して、職員意識の向上及び知識や技術の継承を図ることが必要です。



職員を対象とした都市景観研修会